〇〇クラブ規約**（規約例）**

第１章 総則

第１条（名称）

本クラブの名称は、〇〇〇（以下クラブという）とする。

第２条（目的）

クラブは○○〇（競技名等）を通して、クラブ員の心身の健全な育成と技術向上、およびクラブ員・会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第３条（活動方針）

クラブは、中学生が学校部活動の目的に準じて青少年の心身の健全な育成に資すると共に、生涯にわたって（スポーツ、文化・芸術）に親しむ態度を育てることを目的とする。また、クラブの会員（以下「会員」という。）が活動を通して人として成長する機会を得て、社会的自立を果たすことを目指し、次のことを基本的な考え方とする。

(1)会員の自主性を重視する

(2)一人一人の違いを尊重した活動を行う

(3)自分で考えさせる時間を大切にする

(4)スポーツを楽しむ／文化・芸術に親しむ

第２章 クラブ

第４条（構成）

クラブに入会できるものは、次の各号全てに該当する者とする。

(1)由利本荘市立中学校の生徒

(2)本規約に同意し遵守する意思のある者

(3)保護者の同意を得た者

第５条（入会）

クラブに入会を希望する者の保護者は、別紙様式１「入会申込書」に記入の上、代表あてに提出するものとする。

入会の登録有効期間は、入会申請を受けたその日からその年度末までとし、毎年これを更新する。

第６条（退会）

クラブからの退会は、所定の退会届にて代表に届け出た時点で認められるものとする。

ただし、既に納入済の会費の返金は行わない。

第７条（保険加入）

クラブ員は全てスポーツ安全保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。また、クラブの指導者も保険に加入するものとする。

第８条（活動）

本クラブの活動は、週あたり２日以上の休業日を設けるものとする（少なくとも平日１日、休日１日を休養日とする）。

練習は指導者が必ず立会い実施し、次の事項を徹底する。

(1)クラブ員の出欠確認

(2)安全の確保

(3)クラブ員の体調の確認

(5)時間厳守

第９条（クラブの責任）

会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。練習中、試合中および移動中に万が一事故が発生した場合には、前条の保険範囲内で補償するものとする。よって、クラブ員および会員は、他のクラブ員、会員およびクラブに責任を追及しないものとする。

また、クラブ内で各種トラブルが起きた際は、クラブ内での解決に努めるものとする。

第３章 予算

第１０条（会計年度）

会計年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

第１１条（活動費）

本クラブの会費は、１人月額○○○○円とする。／会費は1 人当り１年○○円とし、毎年4月に前期分○○円、10月に後期分○○円を納入するものとする。

（1）会費は、入会日が属する月、大会日が属する月も納入する。

（2）会費は、臨時に徴収することがある。

（3）納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（4）遠征や大会等に係る経費は、別途集金することがある。

第１２条（指導料）

指導者には、指導料として月額〇〇 円を上限として支払うものとする。

第４章 組織

第１３条（役員）

本クラブには、次の役員を置く。

(1)代表（運営者）１名

(2)会計　若干名

(3)会計監査　１名

(4)保護者代表　１名

 (5)指導者（18歳以上）

第１４条（役員の選任）

前条の役員は、総会の決議により選出するものとする。

 第１５条（役員の任期）

　　　役員の任期は１年とする。ただし再任は妨げないものとする。

第１６条（総会）

1.クラブの総会は毎年 3月末日まで／4月1日から5月末日までの間　に、開催するものとする。また、代表が必要と認めた場合には、臨時総会を招集することができるものとする。

2.総会の議長は代表が行うものとする。

3.総会の任務は次の通りとする。

(1)前年度活動報告および会計報告

(2)当年度役員の選出

(3)規約制定、改定および撤廃

(4)当年度活動計画および予算

(5)クラブの解散

(6)その他重要事項の決定

4.総会は、会員の過半数（委任状含む）の出席により成立するものとする。

5.決議事項は、出席者の過半数の承認をもって成立するものとする。

第１７条（代表）

クラブの総責任者として、総会の決議により代表1 名を選出するものとする。

代表の役割は次の通りとする。

(1)クラブの管理

(2)総会の招集および進行

(3)その他クラブ運営にかかわる事項全般の調整

第１８条（会計）

クラブの会計管理のため、会員の互選により、会計1 名を選出するものとする。

会計の役割は、次の通りとする。

(1)会費その他経費の集金および管理

(2)会計報告書作成

第１９条（会計監査）

会計事務を監査するため、会計監査を1 名選出するものとする。

会計監査の役割は、次の通りとする。

(1)会計事務の監査

第２０条（指導者）

1.指導者は、専門性や資質・能力を有し、競技指導のほか生活習慣の確立や人間関係の構築に資することができる18歳以上の者とする。

2.指導者は、由利本荘市地域クラブ事務局が指定する研修会に参加しなければな

らない。

3.指導者の役割は次の通りとする

(1)指導方針の策定と徹底

(2)練習参加と指導実施

(3)練習参加クラブ員の出欠確認

(4)大会、練習試合等への帯同

(5)その他クラブ運営にかかわる事項全般の調整

第５章 その他

第２１条（個人情報の取扱と利用目的）

1.本クラブの活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住 所、電話番号、メールアドレスなど）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うこととする。

2.個人情報は、本クラブ活動の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用しない。また、必要に応じて個人情報利用前に本人（未成年の場合は、保護者）に承諾を得ることとする。

第２２条

　この規約に定めのない事項及び運営上必要な規則・細則は、総会の決議により定める。

付則

本規約は、　　 年　　月　　日より施行する。

以上